

虐待防止に関する指針

1. 虐待防止に関する基本的考え方

訪問看護ステーション 想（以下当事業所）では、高齢者の人権・人格を尊重し、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に指針を定める。高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する以下の行為のいずれも行いません。本指針における虐待は下記である。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

- 1) 当事業所では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会（以下委員会）」を組成する。
- 2) 本委員会の委員長は当事業所の管理者とし、本委員会は委員長と担当者で行う。
- 3) 本委員会委員長は、法人内土田病院「安全委員会」委員として会議に出席する。
- 4) 本委員会の会議内容の報告も行う。
- 5) 委員会は年1回以上及び委員長が必要と認めたときに開催する。その結果については職員に周知し虐待発生防止・再発に努める。
- 6) 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。
- 7) 委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次のような内容について協議するものとする。
 - (1) 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
 - (2) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - (3) 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - (5) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - (7) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待防止のための職員研修

- 1) 虐待防止のための職員研修を原則年 1 回及び職員採用時に実施する。
- 2) 具体的には、以下のプログラムにより実施する。
 - (1) 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - (2) 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
 - (3) 虐待の種類と不適切ケアについて
 - (4) 虐待等に関する相談・報告ならびに通報について
 - (5) 本指針の内容に基づく取り組み方法
- 3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4. 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」）が発生した場合の対応方法

- 1) 虐待等が発生した場合には、ただちに委員会を開催し客観的事実を確認する。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、土田病院職務規定に従い、厳正に対処する。
- 2) また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- 1) 利用者本人又はその家族、訪問した職員からの虐待が疑われる相談などがあった場合は、本指針に基づき対応する。
- 2) 職員は虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者やその家族の様子の変化を迅速に察知し、それに係る状況を把握する。
- 3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であり、当事者が職員であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、職務規定等に則り必要な措置を講じる。
- 4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- 5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

6. 成年後見制度の利用支援

利用者又はご家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援をする。

7. 虐待に係る苦情解決方法

- 1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について管理者に報告する。
- 2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- 3) 対応の流れは、上述の「5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとする。
- 4) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

8. 当該指針の閲覧

当該指針は、事業所内に掲示するとともに、いつでも本指針を閲覧することができるようにする。

9. その他虐待の防止の推進

3. に定める研修会のほか、高齢者福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

(付則)

この指針は、2025 年（令和 6 年）1 月 1 日より施行する。

別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業所による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
i 身体的虐待	①暴力的行為＊ ・平手打ちをする。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など ③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
ii 介護・世話の放棄・放任	①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほど水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など ④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など ⑤その他職務上の義務を著しく怠ること

区分	具体的な例
iii 心理的虐待	①威嚇的な発言、態度 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言いつつ脅す。など ②侮辱的な発言、態度 ・排泄物の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄物介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など ③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・「意味もなくナースコールを押さないで」「何でこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。など ⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など ⑥その他 ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など
iv 性的虐待	①本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理矢理聞かせる、無理矢理話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排泄物や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など

区分	具体的な例
v 経済的虐待	①本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

*身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒で打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）

資料1

【高齢者への虐待発見チェックリスト】

高齢者への虐待疑いや虐待があった場合は、下記チェックリストの該当項目に関してチェックを行い提出する。

虐待が疑われる場合の高齢者の発する「サイン」として、複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってくる。この他にも様々な「サイン」があることを認識する。

《身体的暴力による虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
☐	身体に小さな傷が頻繁にみられる。
☐	太腿の内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる。
☐	回復状態が様々な段階の傷、あざ等がある。
☐	頭、顔、頭皮等に傷がある。
☐	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷痕がある。
☐	急におびえたり、恐ろしがったりする。
☐	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
☐	傷やあざの説明のつじつまが合わない。
☐	主治医が保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
☐	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。

《心理的障害を与える虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
☐	かきむしり、噛みつき、ゆすり等がみられる。
☐	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
☐	身体を萎縮させる。
☐	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
☐	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
☐	自傷行為がみられる。
☐	無力感、あきらめ、なげやりな様子になる。

《性的暴力による虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
☐	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
☐	肛門や性器からの出血や傷がみられる。
☐	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
☐	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
☐	人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
☐	主治医が保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
☐	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。
☐	睡眠障害がある。

《経済的虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
☐	年金や財産収入があることが明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
☐	自由に使えるお金がないと訴える。
☐	経済的に困っていないのに、利用者負担のあるサービスを利用したがない。
☐	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
☐	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
☐	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

《介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待（自己放任含む）のサイン》

チェック欄	サイン例
☐	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、または異臭を放っている。
☐	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
☐	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
☐	汚れたままの下着を身につけるようになる。
☐	かなりの褥瘡ができています。
☐	身体から、かなりの異臭がするようになってきている。
☐	適度な食事を準備されていない。
☐	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
☐	栄養失調の状態にある。
☐	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

《家族の状況に見られるサイン》

チェック欄	サイン例
☐	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
☐	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
☐	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
☐	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
☐	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
☐	経済的に余裕があるように見えるのに高齢者に対してお金をかけようとしない。
☐	福祉や保健の担当者とう会うことを嫌うようになる。

《その他のサイン》

チェック欄	サイン例
☐	通常的生活行動に不自然な変化が見られる。
☐	体重が不自然に増えたり、減ったりする。
☐	ものごとや自分の周囲に対して、極度に無関心になる。
☐	睡眠障害が見られる。